

製造物責任と 製造者以外の行為の関係

弁護士 住田 浩史

1 問題の所在

製造物責任法が施行された平成7年7月から10年余が経過した現在、製造物責任に関する裁判例もいくつか出てきており、なかには注目すべき内容のものもある。

さて、製造物に関わる当事者は、なにも製造者だけではない。製造物は、市場に流通する際に、販売店や代理店、卸売業者や小売業者などの中間取引者を媒介するのはむしろである。さらに、加工業者等の二次製造業者のもとで部品として製品に組み込まれたり、医薬品や医療用器具のように医師などの専門家の処方や医療行為を介することがあったり、また消費者のもとに届けられる際にも工事業者などにより設置工事などが行われることがある。さらに、消費者のもとに届けられた後も、消費者が使用することとなったり、またその使用に関して修理業者等が修理や整備、あるいは改造を行うことがある。このように、製造物について、製造者以外の行為の介在が見られる場合、製造物責任法上、どのように位置づけるべきであろうか。

本稿及び次稿においては、製造物責任法に関する裁判例のうち、この論点に関わるものをいくつか紹介し、製造物責任と製造者以外の行為の関係について論ずることとする。

2 裁判例

(1) 二次製造業者の製造行為

A 東京地判平成15年7月31日(判時1842号84頁)

ア 事案の概要

原告は、被告製造にかかる汎用製品であるFTスイッチを購入してカーオーディオを製造販売したところ、当該FTスイッチの一部が常時短絡する不具合が多発し、回収修理のために多額の費用を要した。

イ 欠陥

肯定(設計上の欠陥)

ウ 二次製造業者(カーオーディオ製造業者)の

行為について

被告は、原告が高温、高湿、電圧連続印加の複合状態において継続的に使用することは、保証範囲の範囲外での使用であり、欠陥がないと主張した。

原告は、仕様書で保証された範囲内の使用であると反論した。

判決は、「本件FTスイッチは、本件保証範囲の範囲内で本件短絡事故を発生し」と判示し、被告の主張を斥けている。

(2)医療行為

B 東京地判平成15年3月20日(判タ1133号112頁)

ア 事案の概要

医師が、乳児(原告の子)の気管切開部位に装着した被告Ⅰ製医療器具に被告Ⅱ製の呼吸回路機器を接続したところ、接続部が閉塞して乳児が呼吸困難で死亡した。

イ 欠陥

肯定(被告Ⅰ・被告Ⅱいずれについても指示・警告上の欠陥)

ウ 医療行為について

被告Ⅱは、事故は医師の医療器具の使用上の注意義務違反によるものとして製造物責任を免れる(因果関係の否定)と主張した。

原告は、医師の注意義務違反があったからといって製造物責任を免れるものではないと反論した。

判決は、「医療器具の製造・輸入販売業者は、医療現場における使用実態を踏まえて、医療器具の使用者に適切な指示・警告を発して安全性を確保すべき責任があるのであって、たとえ医療器具を使用した医師に注意義務違反が認められるからといって、企業が製造物責任を免れるものではない」として、医師の注意義務違反を認めたうえで、これにより製造物責任は免責されないとした。

C 東京地判平成15年9月19日

ア 事案の概要

医師が、原告の脳動静脈奇形につき被告輸入販売にかかるカテーテルを用いて手術中、カテーテルが破裂して脳梗塞が発症した。

イ 欠陥

肯定

ウ 医療行為(等)について

被告は、医師が過剰加圧したために破裂した(欠陥評価)と主張した。

原告は、通常予測される医療行為の範囲内(欠陥評価)であったと反論した。

判決は、「術者が経験上体得した通常予想される使用形態を越えて、あえて過剰な加圧でもしない限り、破損しないような強度を備えていなかったと推認される」として、医師の注意義務を否定し、製品の欠陥を認めた。

(3)消費者の行為

D 東京高判平成13年4月12日(判時1773号45頁)

ア 事案の概要

被害者(遺族原告)は、勤務先工場において、被告製造にかかるプラスチック製食品容器(フードバッグ)油圧裁断機を操作中、付設されていた自動搬送装置のリフトに頭部を挟まれて死亡した。

イ 欠陥

肯定(設計上の欠陥)

ウ 使用者の行為について

被告は、荷崩れが起きても、非常停止ボタンで機械を停止させ、あるいはリフトが最上部で停止したときに手動ボタンで下降させて除去できるのに、あえて作動中のリフトに体を入れるような危険な使用方法をとったのであるから、到底予見し得ず、欠陥はないと主張した。

原告は、そもそも容易に荷崩れが起きる仕様になっており、いちいち非常停止ボタンで電源を切ったうえで崩れたフードバッグを除去するのではなく、思わず体をリフト上に入れてしまうことは予見できると反論した。

判決は、操作担当者が常に機械を停止させて作業を中断して荷崩れを修正するということは考えにくいとの心理についてふれた上で、「本件機械の製造者としては、そのような操作担当者の心理にも配慮し、機械の安全性を損なうことの内容にする必要があるというべきである。」とし、被害者の行為が「客観的に危険な行為であっても、作動しているリフトの上部に手や体を入れ

て崩れたフードバッグを取り除こうとすることをもって、予測の範囲を超えた異常な使用形態であるということとはできない」とし、被告の主張を斥けている(ただし、過失相殺5割を認定)。

E 仙台地判平成13年4月26日(判時1754号138頁)

ア 事案の概要

被告製造にかかる自動車のフロント・サイドマスク(日除け・凍結防止)を購入した原告が、これを使用中、附属のゴムひもに接続された金属製フックを上下に動かしたため、フックが跳ね上がって左眼に突き刺さり角膜裂傷等の傷害を負った。

イ 欠陥

肯定

ウ 消費者の行為について

被告は、一旦装着した後上下に動かせば、ゴムの張力によりフックが外れることは構造上容易に理解できるから、通常使用の予測の範囲内とはいえず(欠陥評価)、また大幅な過失相殺がされるべきである(過失相殺評価)と主張した。

原告は、通常使用の予測の範囲内であったと反論した。

判決は、「通常の予測の範囲を超えた行為に出たものと認めることはできない」として、欠陥を認め、また過失相殺の主張には理由がないとした。

判例D、Eについては、製造物責任を前提とした上での被害者の落ち度、すなわち過失相殺事由としても主張されている。

それでは、被害者を含めた製造者以外の行為について、製造物責任法上の法的位置づけについてはどのように考えるべきであろうか。

製造物責任法上の「欠陥」とは、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることである(製造物責任法2条2項)ところ、具体的には、「製品の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情」によるとされている。

製造者以外の行為は、「その通常予見される使用形態」に関連してくると思われる。すなわち、消費者や加工業者、あるいは医療従事者等により、通常予見することができないような使用形態がとられた場合にのみ損害が生じるような場合については、そもそも「欠陥」にはあたらないという欠陥の評価障害事実ととらえることが可能である。

さらに、当該製造物に欠陥はあるものの、損害は、製造者以外の行為により生じたものであって、欠陥とは関係がない、という法的因果関係の評価障害事実として主張することもありえよう。しかしながら、製造者以外の行為が当該製造物の欠陥の影響下にあるのであれば、たとえ製造者以外の行為に落ち度があつたとしても、損害と当該製造物の欠陥との間に因果関係がないと考えることはできない。この点、裁判例Bは、医療器具の使用方法につき医療従事者の注意義務違反を認めながらも、「医療現場における医療器具の使用実態を踏まえて、医療器具の使用者に適切な指示・警告を発して安全性を確保すべき責任がある」として、製造者は製造物責任を免れるものではないとした。高度の注意義務を負うべき医療従事者の注意義務違反ですら欠陥と損害の間の因果関係を否定するものではないのであり、誤使用等を理由として安易に因果関係を否定することはできない。

また、過失相殺事由としての主張は、消費者の誤使用の自己責任を製造者の製造物責任と調整する役割を果たすものと考えられる。

しかしながら、理論的には、本来誤使用が通常予見できるかどうかについては、既に述べたとおり、欠陥概念の評価において論じ尽くされているはずであり、過失相殺においてこのことを再び論じる必要はないのではないか。製造物の欠陥の影

3 考察

(1) 製造者以外の行為の製造物責任法上の位置づけ

上記裁判例を検討するに、いずれの裁判例においても、被告は、それぞれ介在する中間取引者ないし消費者について、通常の予測の範囲(裁判例A、Bにおいては、仕様書や注意書等において保証した範囲)を超えた行為が認められる、との主張をし、原告の主張に対する反論を構成している。

しかしながら、その法的な位置付けについては、判決文における主張整理部分及び裁判所の争点に対する判断部分を読んでも、必ずしも明らかではないように思われる。例えば、評価的要件事実である「欠陥」の評価障害事実と位置づけるようでもあったり、上記裁判例Bの被告Ⅱのように、損害との因果関係を否定する事情として挙げているものもある。それに加え、消費者の行為を挙げる裁

響下にある誤使用によって損害が生じたのであるならば、それこそまさに欠陥によって生じた損害なのであって、そもそも消費者の落ち度として過失相殺すべき事由にはならない。また、製造物の欠陥によって損害が生じたものの、予見できないような消費者の誤使用によりその損害が拡大したという場合には、損害拡大との間の因果関係の問題になるのであり過失相殺の問題ではないと考えられる。

(2)「通常使用」の範囲について

次の問題として、この「通常の予測の範囲」ないし「通常使用」ということばのとらえ方であるが、いかなる範囲まで「通常」と認めるかについては、どう考えるべきであろうか。

「通常」というからには、当然のことながら、「理想」的な使用を行う慎重な消費者、医療従事者が注意書の内容を知悉し常に基礎文献等にあたることのできる余裕のある「理想」の医療現場、改造や修理についての正確な知識と能力を有する「理想」の修理業者や加工業者を想定してはならず、当時の製造物の使用の実際の実態や、使用する者の具体的労働環境や心理などに即して考えなければならない。

とくに、消費者については、フールプルーフ(fool-proof)ということば(無論、このことば自体そもそも消費者をバカにしている感も否めないのが個人的には好きではないが)が既に我が国においても普及しはじめてるように、消費者による誤使用の可能性を予見して製造物の設計ないし指示・警告を行わなければならないのが製造者に課せられた義務である。この点、機械の操作担当者の心理にも配慮し、客観的に危険な行為であるといえども、予測の範囲を超えた異常な使用形態であるということとはできないとした裁判例Dは、実務上参考となろう。

(3)まとめ

製造物責任訴訟において、被告側から、消費者の誤使用やその他第三者の行為の介在について主張されることはしばしばある。

本稿においては、消費者の誤使用やその他製造者以外の行為の介在がある場合においても製造者の製造物責任を肯定した裁判例のみを紹介したが、その他、誤使用等があることにより簡単に欠陥を否定したケースも散見される。これらの中には、上記のような具体的な製造物の使用実態や、

製造物に関係する当事者らの知識や能力、慣行、心理状況などについて具体的に踏み込まないままに、簡単に「通常の範囲内を超えた」との判断を下しているのではないかとと思われるものもある。

しかしながら、消費者の誤使用がある、第三者の注意義務違反がある、という事実は、これを予測して安全性を確保するという、まさに製造者に対する製造物責任法上の義務づけの契機になり得るものであり、それ自体をもって製造者の責任を免じたり減じたり事情となるものでは決してないことに留意しなければならない。

以 上